

栗原地域の地域資源活用による滞在型観光等推進業務
に係る質問に対する回答

No.	質問内容	回答
1	質問 1 ホームページの参加要件について 宮城県ホームページ「6 応募者の参加要件」 (1) に「栗原地域関係人口拡大業務に取り組むことができる法人又は団体等」と記載されていますが、募集要領では「栗原地域の地域資源活用による滞在型観光等推進業務に取り組むことができる法人又は団体等」とされています。 どちらの記載が正しいのでしょうか。	「6 応募者の参加要件」について、募集要領の「栗原地域の地域資源活用による滞在型観光等推進業務に取り組むことができる法人又は団体等」の記載が正しいです。 ホームページの記載を修正します。
2	質問 2 新たな観光コンテンツの造成について 仕様書 2 (1) に「観光コンテンツを新たに 1 件以上造成すること」とありますが、既存の地域資源、体験、施設等を組み合わせ、内容や提供方法を再構成して新たな滞在型観光コンテンツとして造成することも対象となるとの理解でよろしいのでしょうか。	既存観光コンテンツの再構築については、これまでにない新たな視点やストーリー性を有していることが説明できるものが対象となります。
3	質問 3 宿泊を伴う体験の参加者について 仕様書 2 (2) の「当該地域在住者以外により、宿泊を伴う体験等を実施すること」について、「当該地域」が示す範囲は「宮城県栗原市」と理解してよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	質問 4 宿泊施設の条件及び宿泊税について 仕様書 2 (2) の「宿泊を伴う体験の実施」について、利用する宿泊施設の種別や、宮城県宿泊税の課税対象施設であること等の指定はありますでしょうか。 また、宿泊税の課税対象となる宿泊施設を利用する場合と、宿泊税の課税対象外となる宿泊施設を利用する場合とで、企画提案の審査上の評価に差が生じることはありますでしょうか。	仕様書 2 (2) の「宿泊を伴う体験の実施」について、利用する宿泊施設の種別や、宮城県宿泊税の課税対象施設であること等の指定はありません。 また、宿泊税の課税対象となる宿泊施設を利用する場合と、宿泊税の課税対象外となる宿泊施設を利用する場合とで、企画提案の審査上の評価に差が生じることはありません。

	うか。	
5	質問5 参加費の徴収について 宿泊を伴う体験の実施に当たり、参加者から参加費を徴収することは可能でしょうか。 可能な場合、参加費を宿泊費、食費、体験料等の全部又は一部に充当することについて制限がありますでしょうか。	宿泊を伴う体験の実施に当たり、参加者から参加費を徴収することは可能です。また、徴収した参加費を宿泊費、食費、体験料等の全部又は一部に充当することについて、制限はありませんが、参加費と委託費の充当先が重複することがないように、明確に区分してください。
6	質問6 事業終了後の継続実施について 本業務では「事業後の継続性、発展性」が審査項目となる一方、本業務により生じた著作物の著作権は発注者へ帰属するとされています。 本業務により造成した観光コンテンツについて、委託業務終了後も受注者又は地域の事業者等が継続して販売・実施することは可能でしょうか。 また、継続して販売・実施する際に、事業名称、内容、行程、料金等を変更することについて制限がありますでしょうか。	本業務により作成したパンフレット、冊子等の文章やイラスト、画像等に係る著作権は発注者へ帰属します。そのため、本業務終了後の事業継続については、発注者に帰属した著作権を使用しない形で実施していただくことを想定しています。 本業務においてどのような著作物を作成する想定なのかお示しいただければ、より具体的に回答することができますので、ご相談ください。 なお、一方、本業務により造成した観光コンテンツには著作権が発生しないため、本業務により造成した観光コンテンツを継続販売・実施するに当たり、事業名称や主要部分以外の内容、行程、料金等を変更することは差し支えありません。